

【裁判所共済組合本部からのお知らせ】

この度の能登半島地震で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。
今回の地震で被害にあわれた方々に、次のとおりお知らせします。

なお、給付金や貸付等に関する具体的な手続についての質問は所属支部の共済組合係にさせていただくことになりますが、一般的な質問については共済組合本部でもお受けします（電話０４８－２１８－４１８７）。

1 医療機関を受診する場合の組合員証等の提示について

今回の地震で組合員証を紛失するなど医療機関で提示できない場合でも、氏名・生年月日・連絡先・勤務先を申し立てることで受診できます。

[令和６年能登半島地震にかかる災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について（お知らせ）](#) |

[裁判所共済組合（courts.or.jp）](https://courts.or.jp)

2 一部負担金等の支払猶予について

医療機関等における自己負担額の支払を猶予することができます。

[令和６年能登半島地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収猶予について（お知らせ）](#)

| [裁判所共済組合（courts.or.jp）](https://courts.or.jp)

3 災害見舞金・災害対策費について

組合員又は組合員と別居している被扶養者の住居や家財が、非常災害（ただし盗難は除く）によって損害を受けたときは、損害の程度に応じて災害見舞金が支給されます。また、災害対策費として、生活必需物資の供給に相当する費用が支払われます。

なお、損害の程度の算定については、公的機関の罹災証明書、詳細な状況報告、写真等の提出が必要となりますが、危険を冒してまで撮影する必要はありません。証明書の取り寄せについても、ご相談に応じられる場合があります。

[災害見舞金・災害対策費](#) | [裁判所共済組合（courts.or.jp）](https://courts.or.jp)

4 災害貸付等について

別紙をご覧ください。

5 健康ダイヤル２４について

裁判所共済組合では、組合員のみなさまを始めとして、その配偶者や被扶養者のみなさまにも御利用いただける、こころやからだの相談窓口を用意しております（電話相談：２４時間年中無休）。地震で今後の生活や仕事が不安だ、家族や知人が心配だ、何をしても悲しい、何もやる気が起きない、地震後に子どもの会話が減っているような気がする、普段と異なる仕事が増えてとても疲れている、など、どのような内容でも丁寧にお話をお伺いいたします。どうぞお気軽に御利用ください。

[健康ダイヤル２４のご案内](#)

(別紙)

●災害貸付等について

1 災害貸付

(1) 概要

組合員、被扶養者又は被扶養者以外の組合員の配偶者、子若しくは父母が水震火災その他の非常災害により住居又は家財に損害を受けたときに必要となる費用に充てる貸付です。

- ・貸付限度額は月収額の12月分相当額（既貸付がある場合除く。）。
- ・利率は年1.16%。

(2) 災害貸付を利用する場合に必要な書類

ア 貸付事由を証する書類

罹災証明書又は被災証明書等市区町村の発行する証明書

※証明書が発行されない災害による被害は対象外。

※申込時に添付が困難な場合は、共済組合係にご相談ください。

イ 貸付金額を証する書類

復旧に要する費用の見積書又は請求書写し

※既に支払ったものに対する貸付はできません。

ウ 続柄確認書類（被扶養者以外の場合）

エ 事後確認書類

領収書等写し

(3) 貸付日

通常貸付日である10日・25日のほか、これ以外の日も緊急貸付可。

※審査期間もあるので、早めに相談していただくようお願いします。

2 弁済猶予

新規貸付分・既貸付分いずれも貸付金弁済猶予申請書（災害）及び罹災証明書又は被災証明書等市区町村の発行する証明書を提出することで、12月の範囲内で、元本の弁済の猶予を受けることができます（利息の猶予を受けることはできません。）。詳しくは、共済組合係までご相談ください。

3 優遇金利提携住宅ローン

裁判所共済組合の提携金融機関等の店頭窓口等で組合員証を提示する等の方法により、一般より低い金利（優遇金利）で住宅ローンを利用できます。詳しくは、共済組合係にご相談ください。